

建築基準法施行細則をここに公布する。

平成20年7月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第47号

### 建築基準法施行細則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 建築確認申請等（第9条－第13条）
- 第3章 違反建築物（第14条・第15条）
- 第4章 定期報告等（第16条－第18条）
- 第5章 指定道路等（第19条－第21条）
- 第6章 許可、認定申請等（第22条・第23条）
- 第7章 指定等（第24条－第28条）
- 第8章 雑則（第29条・第30条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

###### （定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主事等 法第4条第5項の建築主事又は法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- (2) 申請等 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に対して行う申請、通知、届出又は報告をいう。
- (3) 建築主等 建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者をいう。
- (4) 確認申請書 法第6条第1項又は第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書をいう。
- (5) 計画通知書 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書をいう。

(建築主事)

第3条 建築主事は、本庁並びにその設置が必要な土木事務所及び香川県小豆総合事務所に置き、その所轄区域及び事務の区分は、別に定める。

(法人の場合の記載方法)

第4条 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に提出する申請書、通知書、届出書又は報告書は、次に掲げる者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載しなければならない。

- (1) 建築主等、所有者、管理者、占有者、申請者、通知者、届出者又は報告者
- (2) 代理人、設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者

(工事監理者等の選定等の報告)

第5条 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事監理者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事監理者選定（変更）報告書（第1号様式）を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事施工者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事施工者選定（変更）報告書（第2号様式）を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

(申請等の取下げ)

第6条 申請等を行った建築主等は、当該申請等に係る許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受ける前に当該申請等を取り下げる場合は、建築主事等又は知事に対し、その旨を届け出なければならない。

(確認申請手数料等の免除又は減額)

第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。

- (1) 法第18条第2項、第14項及び第17項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料
- (2) 法第18条第22項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料
- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。
- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊したため、災害発生の日から6月以内に工事に着手しようとする建築物、建築設備又は工作物
- (2) 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行による立ち退きのため建築する建築物、設置する建築設備又は築造する工作物

(5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合又は災害その他特別な理由がある場合において知事が特に必要があると認めた建築物、建築設備又は工作物

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、確認申請書又は計画通知書に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項までに規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

## 第2章 建築確認申請等

（確認申請書等に添えるべき図書）

第9条 施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、確認申請に関する意見書（第4号様式）とする。

2 前項の規定は、確認申請書を指定確認検査機関に提出する場合については、適用しない。

3 建築主等は、第1項の場合において、確認の申請又は計画の通知に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地が2以上の市町にわたるときは、当該すべての市町の長の確認申請に関する意見書を添えなければならない。

4 施行規則第1条の3第1項の表2の(22)項及び(63)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業調書（第5号様式）によるものとする。

（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）

第10条 施行規則第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書は、不適格建築物調書（第6号様式）によるものとする。

2 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項の規定により工作物について増築等をする場合において、法第6条第1

項の規定による建築等の確認を受けようとする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請書又は計画通知書に不適格工作物調書（第7号様式）を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

3 施行規則第3条第2項第1号口に掲げる図書のうち第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる図書は、不適格工作物調書によるものとする。

（条例の規定の適用を受ける場合の確認申請書等に添えるべき図書）

第11条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物が条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合における施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、別表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じて同表の(い)欄に掲げる図書とし、当該図書に明示すべき事項は、当該図書の区分に応じて同表の(う)欄に掲げる事項とする。

2 別表の(う)欄に掲げる事項を、施行規則第1条の3第1項若しくは第4項、第2条の2第1項若しくは第3条第1項から第3項までに掲げる図書（以下この項において「施行規則で定める図書」という。）又は別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示して、その明示した図書を確認申請書又は計画通知書に添える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該別表の各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該別表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を施行規則で定める図書又は当該別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示したときは、当該別表の各項に掲げる図書を確認申請書又は計画通知書に添えることを要しない。

（完了検査申請書等に添付する書類）

第12条 施行規則第4条の8第1項第5号（施行規則第4条の11の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) コンクリート工事施工計画報告書（第8号様式）（当該申請に係る建築物のうち、階数が3以上である共同住宅で床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) コンクリート工事施工結果報告書（第9号様式）（前項第1号に掲げる建築物に限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

(学校及び体育館に類する用途)

第13条 条例第6条の規則で定めるものは、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場とする。

### 第3章 違反建築物

(意見の聴取)

第14条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見聴取請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第15項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

3 被意見聴取者は、前項の規定により代理人を出頭させるときは、あらかじめ、委任状に、その理由及び代理人との関係を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

4 被意見聴取者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

5 次項の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、意見の聴取に際して必要があると認めるときは、代理人が出頭している場合であっても、被意見聴取者の出頭を求めることができる。

6 意見の聴取は、知事又は知事が指名する者が主宰する。

7 意見の聴取に関係のある官公庁の職員は、必要に応じ、出席して意見を述べることができる。

8 意見の聴取においては、被意見聴取者又はその代理人以外の者は、発言することができない。ただし、主宰者の承認を得たときは、この限りでない。

9 主宰者は、意見の聴取の経過について調書を作成しなければならない。

10 主宰者は、意見の聴取の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

(違反建築物等に対する命令の公示)

第15条 法第9条第13項（法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公

示は、第11号様式による標識を設置して行う。

#### 第4章 定期報告等

(定期報告を要する特殊建築物の指定等)

第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の規模が(い)欄の当該各項に該当するものとし、施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、(う)欄に掲げる時期とする。

	(あ)用途	(い)規模	(う)報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル(屋外観覧席にあつては1,000平方メートル)以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
2	百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
3	ホテル又は旅館	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
4	病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)又は児童福祉施設等(入所施設を有するものに限る。)	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
5	公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
6	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が	昭和48年を始期とし、3年ごとの4月1日から6月30日まで

	泳場又はスポーツの練習場	2,000平方メートル以上のもの	
7	寄宿舎	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、3年ごとの4月1日から6月30日まで

2 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第12条第1項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

3 施行規則第5条第3項の報告書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第17条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、次に掲げるもの（1戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。）とする。

(1) エレベーター

(2) エスカレーター

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、前条第1項の表に掲げる建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 換気設備で中央管理方式の空気調和設備のもの

(2) 法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するもの

(3) 法第35条の非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

(建築設備等の定期報告)

第18条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第1項の昇降機にあつては当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間とし、前条第2項の建築設備にあつては毎年4月1日から11月30日までとし、同条第3項の昇降機等にあつては



毎年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあつては毎年4月1日から5月31日まで）とする。

- 2 施行規則第6条第4項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等の位置を明記したものとする。ただし、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。
- 3 施行規則第6条第3項の報告書及び検査結果表は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 4 第16条第1項の建築物又は前条第2項の建築設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）は、当該建築物又は建築設備の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 前条第1項の昇降機又は同条第3項の昇降機等の所有者は、当該昇降機又は昇降機等の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、昇降機等廃止（休止）届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

#### 第5章 指定道路等

（道路の位置の指定の申請書等）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（第14号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 次の表に掲げる図書又は書面

図書又は書面の種類		明示すべき事項
位置図（縮尺は1,500分の1程度）		指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）及び当該道路の指定に伴い造成する宅地等の造成敷地（以下「造成敷地」という。）の位置
道路の位置の指定申請添付図面（第15号様式）	種類	明示すべき事項
	付近見取図	方位並びに申請道路及び造成敷地の位置
	標準横断面図	縮尺、申請道路の道路境界線及び幅員、排水管の材料、管径及び土かぶり厚さ、道路の横断方向の勾配並びに道路の仕上げ厚さ（舗装する場合は舗装厚さ及び路盤厚さ）及び材質
	縦断面図（道路の縦断方向の勾配があるときに限る。）	道路の縦断方向の勾配

構造図	縮尺、側溝及び街渠構造図並びに擁壁詳細図
地籍図又は実測図（縮尺は600分の1から300分の1まで）	縮尺、方位、地番の境界線及び断面図の切断位置 申請道路の延長、起点及び終点の位置、幅員、面積、すみ切りの有効寸法、転回広場及び終端広場の有効寸法、転回広場及び終端広場間の距離並びに排水施設の構造（排水施設の位置、材料、排水管の径及び排水勾配並びにガッター枘及びマンホールの位置） 取付道路の概要（位置、種別、幅員、都市計画法第33条第1項第2号に規定する道路にあっては当該道路に関して受けた開発許可又は当該開発許可の変更の年月日及び番号並びに公告年月日及び番号、法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路にあってはその指定年月日及び番号並びに公告年月日及び番号並びに水路を伴う場合は水路の位置及び幅員）、農道及び水路の幅員及び面積、造成敷地の面積及び高低差、宅地の区画割及び区画ごとの面積、宅地の面積、宅地内排水計画、電柱の位置並びに既存建築物及び工作物の位置及び概要
公図の写し	縮尺、方位、造成敷地の位置、申請道路の位置、当該申請道路のすみ切りの位置、農道、水路及び取付道路の位置並びに申請道路及び造成敷地の地目、地番並びに所有者及び権利者

- (2) 道路の位置の指定に関する添付調書（第16号様式）
- (3) 造成敷地の区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面
- (4) 申請道路に係る土地の登記事項証明書
- (5) 施行規則第9条に規定する承諾書
- (6) 施行規則第9条の規定により承諾を得た者の印鑑証明
- (7) 申請道路に係る土地の区域内の農道、水路その他の施設の管理者の許可書、同意書又は承諾書の写し（当該農道、水路その他の施設の工事、使用、変更又は廃止を必要とする場合に限る。）
- (8) 申請道路に係る土地の区域内又はその周囲の農道、水路その他の施設に係る境界確定書の写し（知事が必要と認める場合に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める図書又は書面

2 前項第5号の承諾書は、道路の位置の指定（変更・廃止）に関する承諾書（第17号様式）とする。

（道路の工事の完了及び指定）

第20条 前条の規定により申請をした者は、当該申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造工事完了届（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の完了届を受理した場合は、当該申請道路が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に、当該申請道路に係る造成敷地が建築基準関係規定にそれぞれ適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 知事は、前項の検査において、当該申請道路が前項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該申請道路の位置を指定するものとする。

4 施行規則第10条に規定する申請者に対する通知は、前条の道路位置指定（変更・廃止）申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものを交付して行うものとする。

（準用）

第21条 前2条の規定は、前条第3項の規定により知事が指定した道路の位置の指定を変更し、又は廃止する場合に準用する。ただし、廃止の申請であることその他の理由により添付する図書又は書面の一部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付する図書又は書面の一部を省略することができる。

#### 第6章 許可、認定申請等

（許可申請書等に添付する図書又は書面）

第22条 施行規則第10条の4第1項及び第4項並びに施行規則第10条の4の2第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行規則第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図
- (2) 許可又は認定を必要とする理由書
- (3) その他知事が必要と認める図書又は書面

2 施行規則第10条の16第1項第4号及び施行規則第10条の21第1項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請区域に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面
- (2) 地籍図（縮尺、方位、土地の境界、地番、地目及び土地に関して所有権又は借地権を有する者の氏名を明示したものとする。）

- (3) 申請区域に係る土地の登記事項証明書
  - (4) 施行規則第10条の16第1項第3号又は施行規則第10条の21第1項第2号の規定により同意又は合意を得た者の印鑑証明
  - (5) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 3 施行規則第10条の16第2項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第10条の18の計画書（認定又は許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）
  - (2) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 4 施行規則第10条の16第3項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第10条の18の計画書（許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）
  - (2) 第2項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面
  - (3) 施行規則第10条の16第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑証明
  - (4) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 5 工場の用途に供する建築物に係る前各項の知事が定める図書又は書面は、前各項に掲げるもののほか、工場・事業調書とする。
- 6 法第86条の7各項に規定する増築等をする建築物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格建築物調書とする。
- 7 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項に規定する増築等をする工作物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格工作物調書とする。

（条例による認定の申請）

第23条 条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、条例第13条第1項ただし書、条例第23条第1項、条例第26条ただし書又は条例第28条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第19号様式）に、前条第1項各号に掲げる図書又は書面及び不適格建築物調書を添えたものの正本1通及びその写し1通を知事に提出しなければならない。

## 第7章 指定等

（建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分）

第24条 令第130条の12第5号に規定する規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する

建築物で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けたものの部分とする。

(<sup>レ</sup>尿管浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第25条 令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、知事が別に定める区域とする。

(垂直積雪量)

第26条 令第86条第3項に規定する規則で定める垂直積雪量は、市町の区域ごとに次の式によって計算した数値とする。ただし、当該区域の地形の状況その他の特別の理由により当該式によることが適当でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

$$d = a + (h - h_0) \times 0.0011$$

この式において、d、a、h及び $h_0$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量 (単位 メートル)

a 次の表の左欄の区域における同表の右欄に掲げる基準積雪量 (単位 メートル)

区域	基準積雪量
1 小豆郡 香川郡	0.2
2 1の項及び3の項に掲げる区域以外の区域	0.3
3 綾歌郡のうち綾川町 仲多度郡のうち琴平町及びまんのう町	0.4

h 当該建設予定地の標高 (単位 メートル)

$h_0$  市役所又は町役場の所在地の標高 (単位 メートル)

(道の指定)

第27条 法第42条第2項の規定により知事が指定する道は、次に掲げるものとする。

- (1) 市街地を形成している区域内の幅員1.8メートル以上の道 (特別都市計画事業に基づく土地区画整理により築造された背割通路を除く。)
- (2) 前号の区域以外の山間部、田園地帯等の区域内にある道で当分の間その周辺に建築物が増加する見込みのないものを除いた幅員1.8メートル以上の道

(街区の角にある敷地等の指定)

第28条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 2の道路 (幅員4メートル以上のものに限る。以下この条において同じ。) により、角地 (内角120度以内の角をなす敷地をいう。) を

なし、又は挟まれた敷地で、かつ、その敷地の外周の長さの4分の1以上がその2の道路に接するもの

(2) 3以上の道路に接する敷地

(3) 前面道路の反対側又は敷地に接して公園、広場、川その他これらに類するものがある敷地で、前2号に準ずるもの

## 第8章 雑則

(公示)

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

- (1) 法第6条第1項第4号の区域を指定したとき。
- (2) 法第22条第1項の区域を指定したとき。
- (3) 法第42条第1項の区域を指定したとき。
- (4) 法第42条第1項第4号の道路を指定したとき。
- (5) 法第42条第3項の水平距離を指定したとき。
- (6) 法第42条第4項の道を指定したとき。
- (7) 法第52条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。
- (8) 法第52条第2項第2号の区域を指定したとき。
- (9) 法第52条第2項第3号の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (10) 法第52条第8項(第1号を除く。)の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (11) 法第52条第8項第1号の区域を指定したとき。
- (12) 法第53条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。
- (13) 法第56条第1項第2号(イ及びニを除く。)の区域を指定したとき。
- (14) 法第56条第1項第2号イの区域を指定したとき。
- (15) 法第56条第1項第2号ニの数値及び区域を定めたとき。
- (16) 法第68条の9の区域を指定したとき。
- (17) 法第84条第1項の区域を指定したとき。
- (18) 法第84条第2項の期間を延長したとき。

- (19) 法第85条第1項の区域を指定したとき。
- (20) 法別表第3の五の項の数値及び区域を定めたとき。
- (21) 法別表第3備考第3号の区域を指定したとき。
- (22) 令第131条の2第1項の街区を指定したとき。

(補則)

第30条 法、令、施行規則、条例及びこの規則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、適用しない。
- 3 改正前の建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。